

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 29 年 2 月 2 日付けで行った法 24 条 9 項の準用する同条 3 項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

個人情報の開示請求において情報の写しの作成及び送付により情報開示を受ける権利は、経済的困難によりその費用を納付する資力がない者も有し、また、健康で文化的な生活を維持する上でも必要であるにもかかわらず、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）に情報開示に関する費用を支給するための項目がないのは、法 3 条に違反しており、その違法な基準に基づく本件処分も違法である。

また、本件処分は、裁量基準である保護基準及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）に従って機械的に決定されたものであり、個別事情考慮義務違反にあたる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年6月26日	諮問
平成29年8月14日	審議（第12回第1部会）
平成29年9月15日	審議（第13回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助（同項各号。以下「各種扶助」という。）を挙げている。

法8条1項は、保護は、保護基準により測定した要保護者の

需要を基として行うとし、同基準において、各種扶助の支給基準等が定められている。

また、次官通知第7・2では臨時的最低生活費（一時扶助費）について、「特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものである」とし、その特別の需要を「出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」、「日常生活の用の弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要」及び「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」に限定している。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7では、臨時的最低生活費（一時扶助費）として、被服費、家具什器類、移送費等の細目が定められている。

- (2) 条例14条1項は「何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求…（略）…をすることができる」とし、同40条1項は、個人情報の開示に要する手数料は無料としているが、同条2項によれば、「個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない」としている。

また、施行規則26条1項では、「個人情報の写しの作成に要する費用は、実費相当額とし、当該写しの送付に要する費用は、当該写しの送付に係る郵便料金に相当する額とする」とし、同条2項では、費用は前納しなければならないとしている。

なお、条例及び施行規則において、生活保護受給者に対する

開示費用の減免に関する規定は存しない。

2 本件処分について

これを本件についてみると、請求人は本件開示費用につき本件保護申請を行っているところ、本件開示費用は法11条1項に列挙されている各種扶助のいずれにも該当せず、また、各種扶助につき、支給要件や金額を定めている保護基準においても、当該費用を支給できるとする条項は存しないことから、処分庁は、保護基準に該当する項目がないとして、本件処分を行ったものと認められる。また、次官通知及び局長通知においても、個人情報開示に係る費用について、法による扶助の対象とする規定は存しないことが認められる。

そもそも条例において自己の個人情報の開示請求権が認められているからといって、その請求権行使の結果として、請求人が負担する個人情報の写しの作成及び送付に要する費用（開示費用）を、直ちに生活保護の扶助の対象として認めるべきであることにはならない。

そして、請求人に本件開示請求権が認められるとしても、本件開示費用について、法令に扶助の対象とする規定がないことは、上記のとおりである。

したがって、本件処分は、法令等に則り適法になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 保護基準の違法性又は不当性の判断

保護基準は法に基づく法規命令であるが、請求人は、保護基準自体が法3条に違反している旨主張している。

この点につき、保護基準は、法の委任に基づく法規命令であり、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行

うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度自体の違法又は不当を理由として、処分を取り消すことはできない。

したがって、当審査会においても、審査庁の権限を超える内容の答申を出すことは、もとよりできないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹